●未入居の場合

・未入居の場合は必要書類を提出して頂きます。
・入居予定日は申立日（申請日）から2週間程度の期間に限られます。
・入居予定日が2週間を越える場合は**止むを得ない事情を疎明する書類が別途必要**です。
　※入居予定が2週間を超える場合は事前にご相談ください。
・申請者の申立書を提出して下さい。
・現在家屋の処分方法については以下の書類を提出して下さい。

現在家屋の処分方法に関する必要書類（提出になります）

現在家屋の処分方法	必要（添付）書類
売　　却	**売買契約（予約契約）書、媒介契約書等** （売却を証する書類）【コピー可】
賃　　貸	**賃貸借契約書、媒介契約書等** （賃貸借を証する書類） **※契約期間が切れている場合は更新の書類又は自動更新されることを証する書類**【コピー可】
親族が住む場合	**当該親族の申立書等** （申請者が住居用として使用しないことを証する書類） 【コピー**不可**】
借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等の場合	**賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証又は家主の証明等** （申請者の所有する家屋でないことを証する書類） 【コピー可】
処分方法未定の場合	入居が登記後になる、止むを得ない事情を疎明する書類 **※事前にご相談ください**